

第八八回

参第四号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律

(案)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の機会」を削る。

第三条の見出しを「(受注の確保)」に改め、同条中「中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない」を「国等の契約につき国等が支払うこととなる対価の総額の五割以上に相当する額の役務の給付又は物件の納入が中小企業者によって受注されるようにしなければならない」に改め、同条に次の三項を加える。

2 国等は、前項に規定する割合が確保されるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 中小企業者に対する分割発注及び中小企業者の共同受注の促進
- 二 中小企業者に対する資金及び機械設備の貸付け並びに技術上の援助
- 三 中小企業者が受注の機会を容易に知ることができるようとするための公示

四 建設工事その他契約内容の性質上対価の一部につき前払をすることが適当と認められるもので中小企業者との契約に係るものについては、その支払うべき対価の五割に相当する額の前払

3 通商産業大臣は、中小企業者に受注させることが適當と認められる品目を指定し、これを公示するものとする。

4 国等は、前項の規定により公示された品目に係る国等の契約については、これを中小企業者と締結するようにしなければならない。

第七条中「の機会」を削り、同条を第八条とし、第六条中「行なう」を「行う」に、「機会の増大」を「確保」に改め、同条を第七条とし、第五条中「終了後」を「四半期ごとに」に改め、同条を第六条とし、第四条の見出し中「方針」を「計画」に改め、同条第一項中「中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針」を「前条第一項に規定する割合を確保するための計画」に改め、同条第二項及び第三項中「方針」を「計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(閲覧)

第五条 国等は、国等の契約で政令で定める額を超えるものを締結したときは、その契約締結後一月以内に、政令の定めるところにより、その契約内容の要旨を公衆の閲覧に供しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和五十五年三月三十一日以前における国等の契約の実績に係る通商産業大臣への通知については、なお従前の例による。

理 由

中小企業者の経営の安定に資するため、官公需についての中小企業者の受注割合を明確にしてその増加を図る等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。